

熟・壮年には元気を!若者には夢を!

第24号

# 維新の風

●発行 平成29年2月 ●発行所 大阪狭山維新の会  
大阪狭山市池尻中 1-2-1 ☎072-289-9508  
e-mail sik@hb.tp1.jp

小原かずひろホームページ  
<http://oharachan.com>  
ブログ更新中「Kazの近況と心情」  
<http://kenxiaoping.seesaa.net/>



## ご挨拶

米国トランプ大統領が矢継ぎ早に大統領令にサインをして物議を醸している。自国の利益の為に自由貿易を推進してきた米国が、製造業が衰退し格差が極端に広がっている現実を見ての方向転換であろう。世はグローバル化、デジタル化の時代、行き過ぎたグローバル化には問題が多すぎるが、大きな世界的な潮流には逆らえない筈。政治素人の新大統領だが、ある程度現実対応になることを期待したい。

ところで、会の名前を「大阪狭山維新の会」に改めました。愛する地元「大阪狭山」の為に全力を尽くします。今後ともご期待とご支援をよろしくお願いします。

平成二十九年二月吉日



大阪狭山維新の会



小原かずひろ

## 議員提案した「地域手当」条例 改正案が、否決さる!!

12月の本会議で小原一浩、上谷元忠両議員が地域手当の引き下げ（15%↓10%）の条例改正案を議員提案し左記の趣旨説明（抜粋）を行ったが、他の議員全員が反対投票し、否決された。

従来10%であった地域手当が平成27年3月議会での条例改正によって15%に引き上げられ、平成28年4月には13%となっている。

引き上げの根拠は、人事院の勧告に沿って出された総務省からの書簡に、大阪狭山市が3級地（115%）となっていたからである。

一方、近隣の堺市が10%、富田林市、河内長野市は6%である。生活実感から見て河内長野市や富田林市よりも倍以上の地域手当を適用するのは理解しがたい。（次ページ「表3」参照）

趣旨説明  
「結論から言って、本市の職員給与に関連する地域手当13%は地域の生活水準や物価などを考慮に入れると高すぎる。この地域手当の適用問題は長き将来に亘る問題であり、この機会に妥当な水準に戻すべきであると考え、現在の15%を従来の10%へ引き下げる為の条例改正を提案する。」

また、「生活保護の地域区分」を見ても、富田林市、河内長野市や大阪狭山市は同じ区分（2級地―1）内にあり、介護保険法に基づき地域区分でも3市が同じ6級地に指定されている。

